○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣安倍晋三は九月二十三日カナダ国及びアメリカ合衆国へ出張のため出発した。
○外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（九月二十三日）
国務大臣　新藤　義孝
内閣府特命担当大臣稲田朋美帰朝につき内閣府特命担当大臣（規制改革担当）事務代理を免ずる（九月二十四日）
国務大臣　三好　雅子（森　まさこ）
内閣府特命担当大臣山本一太海外出張不在中内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当、科学技術政策担当及び宇宙政策担当）事務代理を命ずる
○経済産業大臣臨時代理解職
同　石原　伸晃
経済産業大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　石原　伸晃
内閣府特命担当大臣茂木敏充帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を免ずる
（独立行政法人日本貿易振興機構展示事業部博覧会・渉外担当参審議役）　後藤　久典
二千十五年ミラノ国際博覧会に対する陳列区域日本政府代表を免ずる（以上九月二十五日）

復興庁

（外務省大臣官房）外務事務官　今西　淳
復興事務官（統括官付参事官）に転任させる
統括官付参事官の併任を解除する
（統括官付参事官）復興事務官　安東　義雄
外務省に出向させる（以上十月一日）

財務省

独立行政法人日本万国博覧会記念機構理事長に任命する　中井　昭夫
独立行政法人日本万国博覧会記念機構監事に任命する　高本　正広　玉越　良介

海上保安庁

（熊本海上保安部八代海上保安署長）海上保安官　濵平　清志
八代港長を命ずる（以上十月一日）
（第十一管区海上保安本部次長）海上保安官　檜垣　幸策
総務部参事官に昇任させる
（第六管区海上保安本部次長）同　秋本　茂雄
第十一管区海上保安本部次長に配置換する
（警備救難部刑事課長）同　近藤　悦広
第六管区海上保安本部次長に転任させる
一等海上保安監を命ずる
（第二管区海上保安本部警備救難部長）同　三浦　兼
警備救難部刑事課長に転任させる
（第十一管区海上保安本部石垣航空基地長）同　藤井　伸弘
第二管区海上保安本部警備救難部長に転任させる
（第十一管区海上保安本部石垣航空基地次長）同　篠崎　雅由
第十一管区海上保安本部石垣航空基地長に昇任させる
二等海上保安監を命ずる（以上十月三日）

環境省

（大臣官房参事官）環境事務官　坂本　文雄
辞職を承認する
自然環境局自然環境整備担当参事官の併任が終了した（九月三十日）
（大臣官房秘書課調査官）環境事務官　森　豊
大臣官房参事官に昇任させる
自然環境局自然環境整備担当参事官に併任する
（大臣官房政策評価広報課地方環境室長）同　横山　公彦
大臣官房秘書課調査官に配置換する
（大臣官房秘書課課長補佐）同　宍戸　博
大臣官房政策評価広報課地方環境室長に昇任させる
（地球環境局総務課課長補佐）同　石塚　文彦
皇居外苑管理事務所長に昇任させる
皇居外苑管理事務所北の丸分室長に併任する（以上十月一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十月三日ドイツ国の統一記念日につき、同月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、十月三日大韓民国の建国記念日につき、同月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

国家試験

平成25年度船舶に乗り組む衛生管理者試験の実施に関する公示

船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和37年運輸省令第43号）第11条の規定に基づき、平成25年度船舶に乗り組む衛生管理者試験の実施について次のとおり公示する。
平成25年10月4日
国土交通大臣　太田　昭宏
1．試験を行う日時、試験地及び試験会場

日時	試験地	試験会場
平成25年12月5日（木） 午前9時～午後4時30分	横浜市	関東運輸局 （横浜市中区北仲通5―57　横浜第2合同庁舎）

2．受験資格　試験日において、年齢20年以上の者とする。
3．試験の種類及び科目　試験は、筆記試験及び実技試験とし、それぞれ次に掲げる科目について行う。
（筆記試験）
労働生理、船内衛生、食品衛生、疾病予防、保健指導、薬物及び労働衛生法規
（実技試験）
救急処置及び看護法
4．受験申請方法　衛生管理者試験受験申請書に必要事項を記入し、写真（申請前1年以内に撮影した正面、脱帽、上半身、縦5cm、横4cmのもの。裏面に氏名を必ず記載すること。）1葉及び手数料5,400円に相当する収入印紙を貼り付けた上、戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書（申請前1年以内に作成されたもの。）を添えて、下記5．の提出先に提出すること。
なお、郵送により申請する場合は、書留郵便にて送付すること。また、受験票を郵送するので、定形郵便用サイズで宛先を記載した返信用封筒及び郵便切手380円分を同封すること。
5．提出先　関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（横浜市中区北仲通5―57　横浜第2合同庁舎）
6．受付期間　平成25年10月15日（火）から平成25年11月25日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。
なお、郵送による申請の場合は、平成25年11月25日（月）の消印のあるものまで有効とする。
7．合格者の発表日時及び場所　合格者の発表は、平成26年1月7日（火）午前10時に、国土交通省海事局及び関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課において発表する。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十五年九月十七日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定に基づき公告する。
平成二十五年十月四日
国土交通大臣　太田　昭宏

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
独立行政法人都市再生機構	和泉中央丘陵地区新住宅市街地開発事業の確定測量図及び調査簿	大阪府和泉市の一部（和泉中央丘陵地区）